

京 都 大 学 総 長 戦 略 オ フ ィ ス 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (業務) 第2条 オフィスは、別表に掲げる業務を行う。 (中 略) 別表（第2条関係） 総長が指示する事項に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。 国立大学法人京都大学及び京都大学の将来構想及び戦略の企画、調整及び実施に関すること。 国立大学法人京都大学及び京都大学の制度及び組織に関すること。 運営方針事項の総括に関すること。 大学評価並びに戦略的情報分析に基づく企画及び調整に関すること。 総長、理事及び監事の秘書業務に関すること。	(業務) 第2条 同 左 附 則（令和8年達示91号） この規程は、令和8年10月1日から施行する。 別表（第2条関係） 総長が指示する事項に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。 国立大学法人京都大学及び京都大学の将来構想及び戦略の企画、調整及び実施に関すること。 国立大学法人京都大学及び京都大学の制度及び組織に関すること。 <u>学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。</u> 運営方針事項の総括に関すること。 大学評価並びに戦略的情報分析に基づく企画及び調整に関すること。 総長、理事及び監事の秘書業務に関すること。